

# 高松小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 8 月 25 日策定・平成 28 年 3 月 25 日改訂

(令和 7 年 4 月 1 日見直し)

## はじめに

「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年法律第 71 号) 第 12 条に基づき、本校におけるいじめ問題等に対する基本的な方針及び対策等を定める。

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### (1) 定義 (いじめ防止対策推進法第 2 条)

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

### (2) 基本認識 (教師)

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等にあたる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

### (3) 学校としての構え

- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない」学校づくりを進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめを解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら観察を続ける。

## 2 いじめの未然防止のための取組 (一次防止)

### (1) 楽しく安心して学べる学級・学校づくり

- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に次のような認識をもたせることを徹底する。(児童)

- ① いじめは人間として絶対に許されないこと。
- ② いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も同様に許されないこと。
- ③ いじめを大人に伝えることは正しい行為であること。

- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級や学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

## （２）思いやりの心と社会性を育てる指導

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他者の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や動物等との触れ合いや地域学習等の体験活動の充実に努める。
- ・児童会活動を中心とした「心を交わし合うあいさつ運動」の充実に努める。（年間活動）
- ・相手を思いやる言葉遣いを励行（さん付け、ほかほか言葉の推奨）する。
- ・「にこにこちょボラデー」を中心にした日常のちょボラ活動を推進する。

## （３）心を育てる読書活動と道徳教育の充実

- ・学年推薦図書の設定（低学年２０冊、中・高学年１０冊）とその読破を目指す。
- ・児童と教師と一緒に朝読書（月・水・木・金曜日 ８：１５～８：２５）の徹底に努める。
- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切に作る心・他を思いやる心・規範意識等が育つ道徳教育を充実させる。

# 3 いじめの早期発見・早期対応の具体

## （１）アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、いじめアンケートの実施とそれに基づいた教育相談等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・市教委のいじめ調査及び校内のいじめアンケート等を全教職員の共通理解の上で実施し、「校内いじめ防止対策委員会」で学校の状況等を確認し、対策を検討する。
- ・学級担任や養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、役割を明確にし、協力体制を整える。

## （２）教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に、教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談に当たる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

## （３）教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会議や生徒指導研究会（児童理解交流会）、必要に応じて適宜職員研修を行い、各種啓発資料を活用したり、いわて「いじめ」問題対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

#### (4) 保護者との連携

- ・いじめの事案が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。
- ・いじめの問題の様態が正しく把握され誤解が生じないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

#### (5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、県福祉総合相談センター、民生児童委員、主任児童委員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

### 4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等のための組織を置くものとする。

いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「校内いじめ防止対策委員会」と「いじめ問題対策委員会」を設置する。

- ① 校内いじめ防止対策委員会学校職員：校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、該当担任・学年主任、養護教諭等
- ② いじめ問題対策委員会
  - ① のメンバーに以下のメンバーを加える  
学校職員以外：PTA会長、スクールカウンセラー、学校医代表、スクールガードリーダー、民生児童委員・主任児童委員の代表、教育委員会派遣委員 等

### 5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

| 月  | 取組内容                                                                                                                                          | 各種アンケート等                                      |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会議で共通理解を図る。（「方針」、前年度のいじめの実態と対応、「ほかほか言葉」の推奨等）</li> <li>・児童の実態を把握する。</li> <li>・いじめゼロ宣言（学級）</li> </ul> | 「方針」の確認生徒指導記録の確認心と体の健康観察個人票<br>※学級の児童アンケートは随時 |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴールデンウィーク後の生活習慣の見直しと改善</li> <li>・学習や生活の悩みの早期発見、解消を図る。</li> </ul>                                      |                                               |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導研究会</li> <li>・「いじめアンケート」と教育相談</li> </ul>                                                          | いじめアンケート（児童のみ）<br>情報機器（スマホ）アンケート              |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめアンケート」の結果の集約</li> <li>・自己有用感・肯定感をもち、友だちと適切な関わりができるようにする。</li> </ul>                               |                                               |

|     |                                                                                                               |                      |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 8月  | ・職員研修会（いじめアンケート結果を受け、問題の経過を把握し、支援に活かす。ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会）<br>・校内「いじめ防止対策委員会」の実施（1学期の取組の評価）<br>・いじめゼロ宣言（個人） |                      |
| 9月  | ・夏休み後の生活習慣の見直しと改善                                                                                             | 心と体の健康観察             |
| 10月 | ・保護者対象情報モラル研修会<br>・1学期の実態を踏まえて問題の経過を追うと共に、新たな問題の早期発見、早期解消を図る。                                                 |                      |
| 11月 | ・市の「いじめアンケート」と教育相談を実施する。<br>・児童向け情報モラル                                                                        | いじめアンケート<br>（児童・保護者） |
| 12月 | ・問題行動等を整理し、3学期からの支援に活かす。<br>・児童生徒向け学校生活に関するアンケート                                                              |                      |
| 1月  | ・冬休みの生活習慣の見直しと改善<br>・1・2学期の実態を踏まえて問題の経過を追うと共に、新たな問題の早期発見、早期解消を図る。                                             | 学校評価（内部評価）           |
| 2月  | ・学校だよりによるアンケートの報告<br>・学校運営協議会                                                                                 |                      |
| 3月  | ・問題行動等を整理し、次年度へ確実に引き継ぐ。                                                                                       | 生徒指導記録の記入            |

## 6 いじめ問題発生時の対応

### （1）いじめ問題発生時・発見時の初期対応（2次防止）

いじめ予兆の発見・情報入手・訴え

〈いじめ調査の基本的手順〉

- ① 事実確認や情報収集（学級の児童、仲の良い友だち、同じ地区の児童等）
- ② 組織的対応（校内いじめ防止対策委員会で戦略を練り役割分担する）  
※「校内いじめ防止対策委員会」  
校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、該当担任・学年主任、養護教諭 等
- ③ 当事者（加害・被害者）から事実確認 ※同時に別々の部屋で行う。記録を残す。

### 【大まかな対応順序】

- ・いじめの予兆の発見、情報入手、訴え
- ・概要を管理職・生徒指導主事に報告し、被害者の保護に全力を尽くす
- ・いじめ防止対策委員会の開催（即刻開催を基本とする。授業中でも開催する。補教担当を決めて自習を避ける。）
- ・概要の把握・被害者の保護・聞き取り分担（被害者・加害者ともに複数で聞き取る。推測を交えず事実確認に徹する。）
- ・いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）

- ・いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ・被害・加害の保護者への報告（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- ・関係機関との連携（市教育委員会への報告、警察や県福祉総合相談センター等との連携）
- ・いじめ防止対策委員会の開催（複数回）解決に向けての方針決定
- ・経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

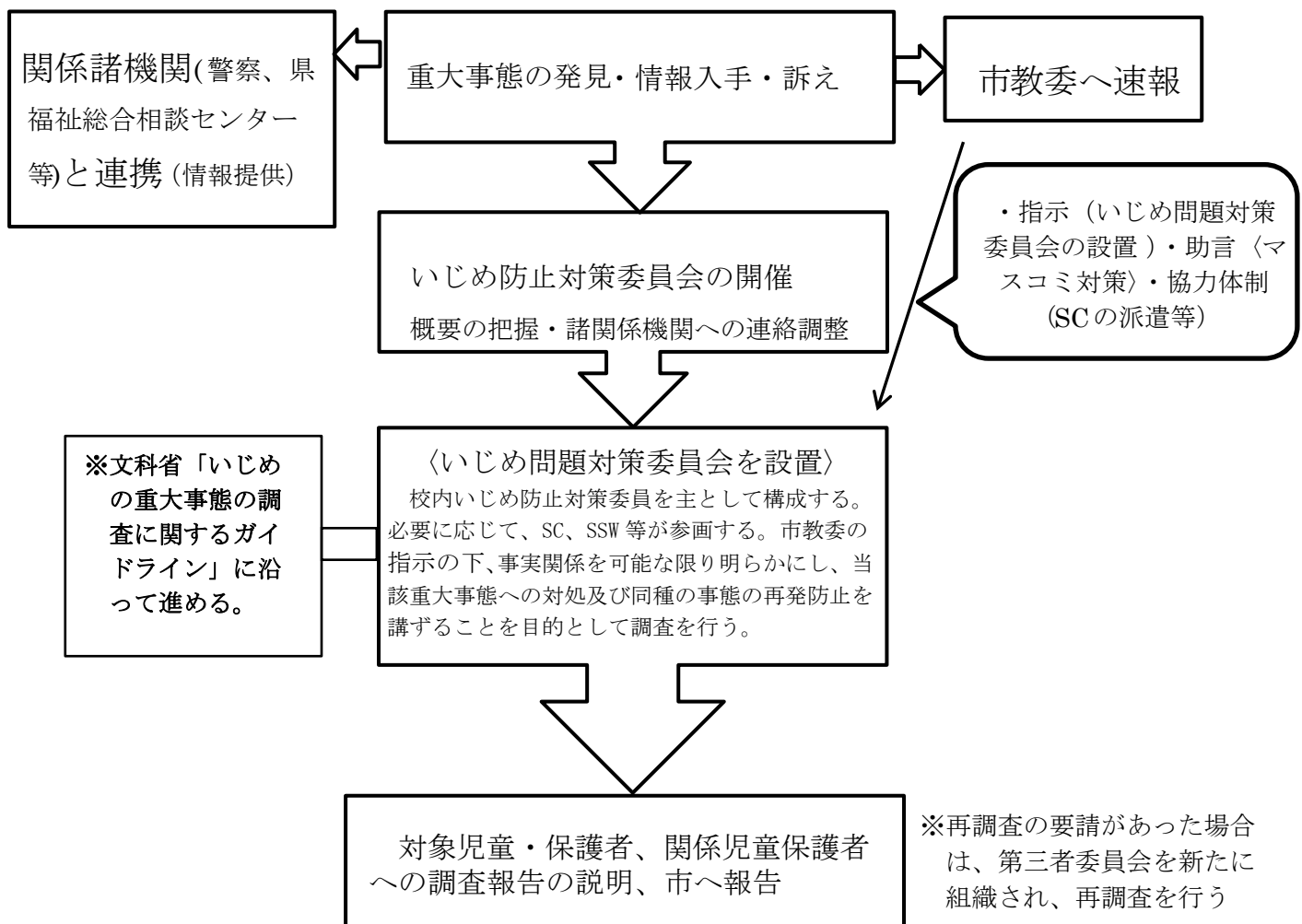
## （２）「重大事態」と判断された時の対応（３次防止）

「重大事態とは」

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な障害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神疾患を発症した場合
- ⑤ 相当期間学校を欠席することを余儀なくされた場合
- ⑥ 被害児童生徒・保護者が重大事態だと訴えた場合

※不登校状態に陥った場合は、児童の心理状態に配慮しながらも学習の保障を行うことが肝心である。

いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。



#### 【主な対応】

- ・いじめ防止対策委員会を設置する。
- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者、いじめを行った児童保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

#### 7 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の２点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- (1) いじめの早期発見の取組について
- (2) いじめの再発を防止するための取組に関すること